

令和7年度

静岡支部の保険料率が決定しました

令和7年3月分(4月納付分)から変更

※任意継続被保険者の方は、4月分(4月納付分)から変更

健康保険料率

9.85% → **9.80%**

介護保険料率

1.60% → **1.59%**

- 賞与については、支給日が令和7年3月1日以降の分から変更後の保険料率が適用されます。
- 40～64歳の方は介護保険料率が加わります。65歳以上の方の介護保険料は、年金からの天引きか、お住いの市町村から届く納付書でのお支払いとなります。
- 協会けんぽの健康保険料率は、医療費の地域差を反映して、都道府県支部ごとに異なります。(全国平均は10%です)

令和7年度
保険料額表はこちら
(協会けんぽHP)

皆さまの5つの取組が保険料率の引き下げにつながる

インセンティブ制度とは？

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまの健康づくりに関する取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、健康保険料率に反映させるインセンティブ制度を導入しています。取組の結果は2年後の保険料率に反映されます。

令和5年度の静岡支部の実績は**全国25位**(令和4年度は22位)でした。
(成績が47都道府県支部のうち**上位15位**に入った場合、インセンティブが付与されます。)

支部の成績が決まる **5**つの評価指標**1** 特定健診等の実施率 **32位**

1年に1度は健診(被保険者は生活習慣病予防健診、被扶養者は特定健診)を受けましょう。

2 特定保健指導の実施率 **39位**

生活習慣の改善が必要な方は、協会けんぽの特定保健指導を受けましょう。

3 特定保健指導対象者の減少率 **11位**

日々の生活で健康づくりに取り組み、特定保健指導の対象者とならないようにしましょう。

4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 **14位**

「要治療」「要精密検査」の判定を受けた方は、医療機関を受診しましょう。

5 ジェネリック医薬品の使用割合 **25位**

積極的にジェネリック医薬品を使用しましょう。

皆さま一人ひとりが病気の予防・健康づくりに取り組んでいただくことで、
健康保険料の負担軽減につながります。できることから取り組んでいきましょう!



協会けんぽでは年度内におひとり様1回に限り
健診費用の補助を行っています

協会けんぽの補助を使っておトクに健康診断！

生活習慣病予防健診

目印は
緑の封筒



3月下旬に事業所へ
パンフレットと健診対象者一覧が送付されます。

特定健診

目印は
黄色の封筒



4月中旬にご自宅へ
パンフレットと受診券が送付されます。

35歳から74歳 被保険者(ご本人様)	対象者	40歳から74歳 被扶養者(ご家族様)
一般健診 協会けんぽ補助額(最高)13,583円適用で → 自己負担額(最高) 5,282円	健診費用	協会けんぽが7,150円補助します。 自己負担額 無料※ の健診機関も！ ※健診機関により自己負担額は異なります。
付加健診 協会けんぽ補助額(最高)6,914円適用で → 自己負担額(最高) 2,689円		

*健診の内容はそれぞれ送付されるパンフレットやホームページをご覧ください。

予約方法

いずれの健診も、協会けんぽと提携している**健診機関へ直接ご予約**ください。
健診機関一覧はパンフレットもしくはホームページをご確認ください。▶▶▶



(協会けんぽHP)

事業主様へ 健診対象者一覧をダウンロードできます！

協会けんぽの情報提供サービス(インターネットサービス)で、
健診対象者一覧(CSVファイル)をダウンロードできます。
対象者の健康保険の記号番号や、受診可能な健診項目などがデータで取得できる便利なサービスです。
サービスを利用するためには、ユーザーID・パスワードの払い出しを受ける必要があります。

詳しくはホームページを
ご覧ください。
(協会けんぽHP)



📞 お問い合わせ先 保健グループ/TEL.054-275-6601 自動音声案内2番→2番

事業主・事業所担当者の皆様へ

保険証



及び

資格確認書



をお持ちの方が退職される場合は
速やかに回収・返却してください。



保険証



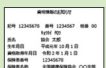
退職の際に資格喪失届に添付してください。

資格確認書



資格確認書の有効期限内に退職した場合は資格喪失届に添付してください。
※有効期限が切れた資格確認書は退職者ご自身で廃棄可能です。

資格情報のお知らせ



退職の際の回収・返却は不要です。
※ご自身で廃棄可能です。